

令和7年第7回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和7年6月11日（水） 午前10時00分
閉会日時	令和7年6月11日（水） 午前10時57分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室44
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 後藤 美喜子 教育委員 議席番号4 佐藤 恵
欠席者	教育委員 議席番号3 久米 道人
出席職員	教育部長 高橋 秀明 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 佐藤 宏紀 生涯学習課長 石川 一光 文化財保護室長 大山 真琴 教育総務課総務班（書記） 千葉 吏子 佐藤 千代志
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第24号 令和7年第2回湯沢市議会定例会の追加議案に係る意見の申出について（スクールバスの購入について）
- 議案第25号 湯沢市指定文化財の指定について

【前回議事録の承認】

令和7年第6回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・ 6月に入り、小中学校の郡市のスポーツ大会が開催されている。部活動の地域移行が始まっており、現在は学校単位の参加が大半だが、今後徐々に地域クラブとしての参加も増えてくると思われる。
- ・ 6月議会一般質問では、部活動の地域移行について3件、学校再編計画について1件、学校給食への川連漆器食器の導入について1件、ジオスタゆぎわの利用状況について1件の質問があった。議員、市民は部活動の地域移行について非常に関心があるようであり、丁寧な対応が必要と考えている。

【議 事】

- 議案第24号 令和7年第2回湯沢市議会定例会の追加議案に係る意見の申出について（スクールバスの購入について）
（学校教育課長が資料に基づき説明）

令和7年第7回 湯沢市教育委員会議事録

<質疑等>

委員	3台購入するようだが、湯沢南中学校と山田中学校の統合に関係するものか。
学校教育課長	2台は湯沢南中学校と山田中学校の統合に係るもの、もう1台は湯沢西小学区に使用しているバスを更新するものである。

○議案第25号 湯沢市指定文化財の指定について
(文化財保護室長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	駅前に複合公共施設が完成した際には、こういった文化財をぜひ市民の方々にも見てほしい。他にも、市内には貴重な素晴らしいものを所有している方々がいるので、ぜひ展示する機会を設けてほしい。
委員	指定された後も、持ち主が保管するのか。また、文化財も経年劣化などあると思うが、その場合はどのように扱うのか。
文化財保護室長	保管については、所有者の意向を優先することになる。将来的に指定文化財について所有者から相談等があれば、その都度対応を協議することになる。
委員	獅子頭は紀年銘があるが、古面については製作年はわからないのか。
文化財保護室長	面の特徴などから、作られた時代しかわかっていない。
委員	600年以上前から大事にされてきた、本当に貴重な資料である。ぜひ市民の方々にも見せてほしい。

令和7年第7回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第24号	令和7年第2回湯沢市議会定例会の追加議案に係る意見の申出について（スクールバスの購入について）	可 決
議案第25号	湯沢市指定文化財の指定について	可 決

令和7年第7回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

番

書記

令和7年 第7回 湯沢市教育委員会

日 時 令和7年6月11日(水) 午前10時00分

場 所 市役所本庁舎4階 会議室44

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名(2名)

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和7年 第7回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第24号 令和7年第2回湯沢市議会定例会の追加議案に係る意見の申出
について（スクールバスの購入について）

議案第25号 湯沢市指定文化財の指定について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第24号

令和7年第2回湯沢市議会定例会の追加議案に係る意見の申出について

スクールバスの購入に係る意見の申出について、議決を求める。

令和7年6月11日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

スクールバスの購入について、予定価格が議決要件に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第 号

スクールバスの購入について

次のとおりスクールバスを購入したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年湯沢市条例第54号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年 月 日提出

湯沢市長 佐藤 一夫

- | | |
|----------|---|
| 1 購入車両 | マイクロバス 計3台 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 29,997,000円 |
| 4 契約の相手方 | 湯沢市横堀字下新田47番地2
有限会社 高橋自動車整備工場
代表取締役 高橋 義一 |

提案理由

スクールバスを購入することについて、予定価格が議決要件に該当するためです。

《参考資料》

- 1 購入車両 三菱ローザ（29人乗り） 計3台
- 2 規 格 全長6,990mm、全幅2,010mm、全高2,640mm
- 3 納入期限 令和8年3月13日

議案第25号

湯沢市指定文化財の指定について

湯沢市指定文化財の指定について、教育委員会の議決を求める。

令和7年6月11日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

- 1 件数 2件
- 2 名称 別添一覧のとおり
- 3 提案理由

湯沢市文化財保護条例（平成17年条例第104号）第4条第1項の規定により、上記物件を湯沢市指定有形文化財として指定したいため。

なお、同条第3項の規定により、令和7年5月27日に湯沢市文化財保護審議会に指定案を諮問し、同日、市指定文化財に指定すべきとの答申を受けております。

- 1 名 称 旧きゅうみょうおうざんこんごういんでんらい 妙応山金剛院伝来の古面こめん
- 2 員 数 6点
- 3 種 別 有形文化財(彫刻)
- 4 所 在 地 XXXXXXXXXX
- 5 所 有 者 XXXXXXXXXX
- 6 時代・年代 ①～④室町時代、⑤南北朝～室町時代
- 7 構造・形式等 木造
- ① 縦19.7cm 横15.0cm 高7.5cm
- ② 縦22.17cm 横15.3cm 高7.7cm
- ③ 縦20.0cm 横13.9cm 高6.5cm
- ④ 縦23.0cm 横14.2cm 高7.2cm
- ⑤ 縦23.0cm 横17.5cm 高9.4cm
- ⑥ 縦22.2cm 横11.1cm 高2.7cm ※⑤欠損部分か

8 説 明

本資料は、旧妙応山金剛院に伝わる古面である。

木製で全体に黒みがかっているが、黒漆を塗ったものか、護摩行等の煤によるものかは不明である。一部に朱彩色が残る。面はいずれも粗削りで、彫刻の技術をもつ山伏自らが制作した可能性が高く、五面のうち①～④の四面が室町時代の作とみられる。

⑤のみ南北朝～室町時代の作とみられる。面の右側1/3が欠損しており、⑥の残欠面がその欠損部分と考えられる。宮城県栗原市若柳町の御賀八幡神社などに類似した古面おんがが確認されている。

妙応山金剛院は、元妙応山普徳寺ふとくじと称する天台宗の寺院で、当時一帯を治めていた小野寺氏の家臣鮎川おがさわらのとのかみ(相川)城主小笠原能登守の祈願所であった。のち、小笠原家臣高橋源吾げんごが出家して普徳寺に住職し、清賀坊せいが秀永しゅうえいと号し、修験に改宗して妙応山金剛院とした。

本資料は中世において山伏が神事や芸能に使用したものと思われるが、その内容が全く伝来しておらず、早い時期に途絶えた神事芸能を伝えた道具とも考えられる。

また、面の中には、古態の狂言面(①)や、能面が完成する前の一形式(⑤)を示すものなどがあり、神楽面の系譜を考える上でも重要な史料である。

9 指 定 理 由

本資料は、現在確認し得る市内で最古級の面であり、中世修験寺院における神事芸能の一端をうかがい知ることができる資料として貴重である。

参考文献：『令和2年度未指定文化財調査報告書』調査員高橋正氏
『あきたの面』秋田魁新報 2005年2月22日
後藤淑『仮面探訪－紹介と雑感－』1988年

No.	名称	画像	時代	構造・形式等	概要
1	古面①		室町	縦 19.7cm 横 15.0cm 高 7.5cm 材質 トチ	全体が黒みがかったている。黒漆を塗ったものか、もしくは油煙によるものかは判別が難しい。額やほおの皺の部分と、目の周辺に、朱彩色の痕跡（「丹」による表現か?）がうかがえる。口元の表現などから、狂言の道化面「空吹（嘘吹）」と考えられる。旧山伏系の寺院で神事芸能として行われる山伏系神楽の中に、古態の狂言面が取り入れられていることは貴重な事例と考える。
2	古面②		室町	縦 22.17cm 横 15.3cm 高 7.7cm 材質 トチ	全体的に黒色の痕跡が見られるが、左の眉や鼻、口元、顎の一部に摩耗もしくは損傷のため木地が露出した部分が見られる。眉や口元に植毛痕が確認できる。本資料の名称を確定するのは容易ではないが、口を大きく開き、目を強調する形態から「飛出」の古態か、あるいは眉や口元の植毛痕から尉面の古態かの方向から検討する必要がある。
3	古面③		室町	縦 20.0cm 横 13.9cm 高 6.5cm 材質 木才か	目尻や頬の一部に朱の痕跡が確認できる。眉を高く盛り上げている点や、目を突出させ、口をへの字に結んでいる点などから癡見と考える。
4	古面④		室町	縦 23.0cm 横 14.2cm 高 7.2cm 材質 トチか	目の周囲や口元に部分的ではあるが朱漆彩色の痕跡が見られる。この面も鬼面系であると考えられるが、眉を強調している点や、口をあいている表現などから、獅子口と考える。
5	古面⑤		南北朝 ～室町	縦 23.0cm 横 17.5cm 高 9.4cm 材質 キリ	面の右側1/3が欠損。欠損面も表面と同様黒色の付着物で古色状態となっている。おそらく、面が欠損してからある程度の年数が経過していると考えられる。また、(6)の残欠面が欠損部分である可能性も併せて検討すべきである。 本資料についても名称の確定は困難を極めるが、口元の表現や目を強調している点などから、鬼面系であると考え、顰（しかみ）とした。
6	※古面⑤の残欠か		(南北朝 ～室町)	縦 22.2cm 横 11.1cm 高 2.7cm 材質 キリ	* 宮城県若柳町の御賀八幡神社の古面に類似した面が確認されている。

所見
これまでの先行研究（後藤淑「仮面探訪－紹介と雑感－」、秋田魁新報「あきたの面」）に記されるとおり、旧天台宗寺院妙応山金剛院に伝わる古面である。中世に於いて山伏が神事や芸能に使用したものと思われるが、その内容が全く伝来していない点が逆に、この面の歴史の古さを感じさせる。換言すれば、早い時期に途絶えた神事芸能を伝えた道具とも考えられる。全体に黒ずんでいるのは油煙の為と考えられるが、この地で修験道における神事の中で護摩祈禱が行われたことと関係が深いのではないかとと思われる。その当時この面が神事に使用されていたのであれば、ここまで油煙が付着しなかったのではないかと推測される。何れにしても、今後の研究が待たれる点も少なくはないが、中世における山伏寺の一端をうかがい知ることができる資料として貴重であると考えられる。

今回、赤外線による確認作業を行ったが、残念ながら紀年銘は確認できなかった。

- 1 名 称 獅子頭
- 2 員 数 1 頭
- 3 種 別 有形文化財(彫刻)
- 4 所 在 地 [REDACTED]
- 5 所 有 者 [REDACTED]
- 6 時代・年代 天文2年(1533)
- 7 構造・形式等 木造 縦22cm 横22.3cm 奥行29.1cm
- 8 説 明



本資料は、[REDACTED]の[REDACTED]に伝わる獅子頭である。

全体に黒漆を塗り、口、鼻、目などの周囲を朱漆で仕上げ、目と歯は金泥を塗る。目を突出させ、鼻を高く表現している。口周りには植毛痕が確認できる。頭頂部には「天文二年大ノ二月吉 一□□」と朱塗銘がある。室町時代後期の代表的な獅子頭に比して、口周りなどの縁辺部に一部省略された表現も見られるが、紀年銘から天文二年(1533)に制作されたと判断するのが妥当と考える。

本資料は、[REDACTED]が陸奥国三春にいた当初より所有し、江戸時代秋田に移り住んで以降も代々保存し、まつられてきたと伝えられる。

9 指定理由

本資料は、市内に現存する室町時代の紀年銘がある獅子頭として貴重である。

10 その他

[REDACTED]の先祖は、かつて三春藩主(現福島県三春町)の御典医であったが、藩主逝去により三春の地を離れ、この獅子頭で舞を披露しながら路銭を稼ぎ、当地へ来たと伝えられている。

参考文献：『令和2年度未指定文化財調査報告書』調査員高橋正氏